

姫路市自治基本条例 制定基本方針

平成 23 年 5 月 20 日

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、自治の基本理念や行政運営の基本原則等を定め、自治体の最高規範として位置付けられるものです。

自治基本条例が制定されると、市の他の条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定・策定し、運用されることとなります。

2 条例制定の背景

(1) 地方分権の進展

国においては、平成 22 年 6 月に閣議決定した地域主権戦略大綱に基づき、地方公共団体の組織や運営について、その自由度の拡大を図るべく地方自治法を改正し、市町村に対する基本構想策定義務を撤廃するなど、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲等の取り組みが進められています。

このような状況の中、地方公共団体や市民には、自己決定と自己責任に基づく自主、自立の精神がこれまで以上に強く求められており、改めて自らの自治の在り方を再定義し、政策や市政運営の基本的な方針を定めることが必要になっていきます。

(2) 参画と協働の必要性

地方分権の進展や成熟社会への移行など社会情勢の変化に伴い、「公共」は行政が担うものとする従来の考え方が変化し、多様な主体が役割と責任を分担しながら公共の領域を共に担おうとする「新しい公共」の考え方が生まれ、市民と行

政の関係が改めて見直されるようになってきました。

このような中で、地域における多岐にわたる課題や、行政に対する多様化、高度化する市民ニーズを把握し、的確に市政に反映するとともに、行政サービスの効率化や質の向上を図るためには、幅広い市民の参画と協働を一層促進する必要があります。

3 本市の現状

(1) これまでの取り組み

ア 主体的な市民参画と協働の推進

本市では、「市民一人ひとりが主役の市政」の実現に向けて、平成 19 年に「姫路市市民活動・協働推進指針」を定め、同指針に基づき参画と協働によるまちづくりを推進してきました。

計画策定段階からの市民参画の促進に向け、計画づくりにおけるパブリック・コメント手続（市民意見提出手続）の制度化や市民アンケート調査の実施等に取り組むとともに、夢トークなど市民の声が直接的に市政に届くタウンミーティングの開催等による広聴の充実や、審議会・懇話会等への市民参画の拡大に努めてきました。

イ 市民参画と協働を支える信頼の確立

本市では、市政情報を広く市民と共有するため、広報紙の全戸配付や市政出前講座の充実などさまざまな広報活動を展開するとともに、市政の透明性を確保するため、平成 14 年には「姫路市情報公開条例」や「姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針」を制定するなど、積極的な情報の公開に努めてきまし

た。

(2) 市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現に向けた気運の高まり

本市では、平成 21 年度から「共生のまちづくり」を基本理念とする新しい総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」をスタートさせました。

その中で、成熟社会の進展に伴う市民ニーズの多様化に対応し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めるため、従来の行政のみによる統治から、自治会やNPO法人等の団体が行政とともに公共の担い手として参画し、協働する「市民共治」への移行を図ることを、新しい都市づくりを進める方策の一つに決めました。

とりわけ、本市では、自治会が地域を支える基盤として高い組織率を保っていることに加え、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体、専門的な知識や経験豊富な人材を有する地元大学や企業など、新しい公共の担い手による活動も活発に展開されてきていることから、「市民共治」の実現に向けた気運が年々高まりつつあると言えます。

(3) 自治基本条例の制定に向けて

本市においては、今後、地方分権のさらなる進展が見込まれる中で、自己決定と自己責任の原則の下、総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」に掲げる「市民共治」の実現を図り、市民と行政のパートナーシップによる「共生のまちづくり」を一層進めるため、姫路の自治の在り方を再定義し、市政運営の基本的な考え方を明らかにする「姫路市自治基本条例」の制定に向けて取り組むこととします。

4 条例制定の目的と効果

自治基本条例の制定を通じて、本市における自治の基本理念や行政運営の基本原則等を明確にするとともに、この理念や原則を市民と行政が共有することにより、「市民共治」の観点から市政を推進する力の強化につながります。

また、市民の自治意識の醸成により、市民の行政への参画や行政との協働、自治会やNPO法人等の市民活動の一層の促進が期待されます。

市政を担う職員にとっても、条例の理念や内容を理解し、実践することにより、市民との協働や市民への説明責任等に関する意識が向上し、市民の視点に立った行政サービスの一層の推進が図られます。

5 条例制定の体制・進め方

各界各層の委員で構成する検討組織の設置やタウンミーティングの開催等を通して、広く市民の意見を聴きながら検討を進めます。

(1) 懇話会の設置

条例を検討するための中心的役割を担う組織として、公募市民や学識経験者、市民団体代表等で構成する「姫路市自治基本条例検討懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置します。

(2) 市民意見の反映

自治基本条例を市の最高規範として位置付けるためには、広く市民に条例制定の趣旨を理解していただくとともに、多くの市民意見を反映することが強く求められます。

そのため、条例の制定に当たっては、懇話会への市民委員の参画のほか、市民

と市長が「姫路の自治の在り方」等について意見交換を行うタウンミーティングの開催やパブリック・コメント手続（市民意見提出手続）の実施など、積極的な広聴活動の展開に努めます。

(3) 行政の役割

懇話会における審議と並行して、庁内での検討を進めるため、副市長と関係局長で構成する「姫路市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。また、関係部局の連携・調整を図るため、委員会の下部組織として、部長級の職員を中心とした幹事会と課長補佐・係長級の職員によるワーキンググループを設置します。

また、条例案の周知を図るため、職員に対する制度研修会を開催するほか、市民への積極的な広報活動を展開します。

6 検討スケジュール

平成 23 年 7 月から委員会や懇話会による検討を始め、平成 24 年度末までに議会の議決を経て制定し、平成 25 年 4 月から施行することを目標とします。

(主なスケジュール)

年 度	内 容
平成 2 3 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 条例制定基本方針の策定・ 委員会と懇話会の設置、検討開始・ タウンミーティングと市民講座の開催 など
平成 2 4 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 懇話会の中間報告・ タウンミーティングと市民講座の開催・ パブリック・コメント手続の実施・ 懇話会の最終報告・ 職員研修会の開催・ 議案提出と議決 など
平成 2 5 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 条例の施行（予定）・ 市民フォーラムの開催 など

7 条例の構成要素

まちづくりの主体や行政運営の基本原則、住民自治の仕組み等について明文化するため、次のような事項について検討を行います。

(1) 前文

(2) 目的・定義

(3) まちづくりの主体

市民、市議会、執行機関（市長や職員等）の役割や責務 など

(4) 行政運営の基本原則

総合計画、財政運営、個人情報保護、説明責任、要望・苦情等への対応、公益通報、広域連携、国との関係 など

(5) 住民自治の仕組み

参画と協働、パブリック・コメント手続（市民意見提出手続）、情報公開、審議会等の公開や市民参加、住民投票 など

(6) 条例の位置づけ

8 実効性の確保

自治基本条例の実効性を確保するため、他の条例や計画等が自治基本条例の趣旨に基づいて制定・策定され、又は運用されているかを評価するとともに、必要な見直しを行うための仕組みについても併せて検討します。